

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の取材にあたっての留意事項

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞浪市、恵那市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町）、愛知県（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、蟹江町、飛島村）、三重県（桑名市、木曽岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

（「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の手続きと入場について）

- １）事前登録は不要です。
- ２）報道関係者の方は受付で必要事項を記入してください。
- ３）会場の都合上、報道関係者及び傍聴者が多い場合には資機材等の搬入制限をさせていただきますことがありますので、ご了承ください。
- ４）受付時間以降に来場された方は、発表の間等に入場していただくことになります。
- ５）会場への入場にあたっては係員の指示に従ってください。

（「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の取材にあたっての留意事項）

- ６）報道機関の皆様には記者席を設ける予定です。
- ７）携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- ８）会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- ９）資機材・貴重品の管理は各社にてお願いします。
- 10）円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮ください。また、傍聴席より前方及び傍聴の妨げとなる位置での撮影はご遠慮ください。
- 11）会場の状況により、カメラ等の設置台数の制限や資機材等の移動等をお願いする場合があります。
- 12）意見発表者及び傍聴者への個人が特定される様な取材及び撮影については各社にて対象者の了解を得た上で行ってください。これにより対象者との間で問題が生じた場合に「ご意見をお聴きする場」の運営者が責を負うことはできません。また、進行の支障となる場合は退室等をお願いいただく場合があります。
- 13）「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他ご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- 14）意見発表者が発表にあたり使用する資料等について、国土交通省中部地方整備局からお渡しすることはできませんのでご了承ください。
- 15）会場内では、必ず社名入りの腕章等を着用し、上記留意事項のほか、会場の係員の指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室いただく場合があります。